

平成28年第2回定例会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成28年6月14日 開会

平成28年6月16日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成28年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成28年6月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄		

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

承認第2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

- 定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第3 号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を  
定める専決処分につき承認を求める件
- 報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
- 報告第2 号平成27年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書  
の報告
- 報告第3 号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許  
費繰越計算書の報告
- 報告第4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並び  
に評価の報告
- 議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）
- 議案第28号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）
- 議案第29号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 議案第30号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第  
1号）
- 議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）
- 発議第1 号活火山防災対策の強化を求める意見書の提出

## 8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める専決処分につき承認を求める件

- 日程第 5 承認第 2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 6 承認第 3 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 7 報告第 1 号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
- 日程第 8 報告第 2 号平成 27 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 9 報告第 3 号平成 27 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 10 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 日程第 11 議案第 26 号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 12 議案第 27 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 28 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 29 号平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 30 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 31 号平成 28 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） それでは、皆様、平成28年第2回定例会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会にお集まりいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

さて、4月14、16日に起きました熊本地震に遭われた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、心からのお見舞いを申し上げます。

我が鳴沢村議会でも、山日新聞社を通じまして義援金を10万円ほど拠出したしましたところでございます。

我が鳴沢村もいつどのような災害に見舞われるかもわかりませんので、日ごろの防災・減災に対する努力は積極的にやっていかなければならないと思っております。

さて、議員の皆様におかれましては、日ごろから麗しく議員活動をやっていただきましたことに対して心から敬意を表します。本定例会も積極的に議員の皆様のご発言をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

なお、本日はクールビズでございますので、暑かったら上着を取っていただき、ネクタイの着用も自由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

---

開会 午前10時01分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成28年第2回鳴沢村村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

**議長（渡邊明雄君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** どうも皆さん、おはようございます。

本日、平成28年度第2回鳴沢村議会定例会の開会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもと開会できますことに深く感謝を申し上げます。

さて、ちょうど2カ月前から発生しました熊本県熊本地方の地震では、多くの方が犠牲になられたり、市役所を初め、多くの家屋が倒壊したり、使用できなくなっております。亡くなられた方々及び家族に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げさせていただきますとともに、地震の終結と一日も早い復興を願うものであります。

さて、鳴沢村でも入梅期に入り、お湿りは必要ですが、災害にならないよう、また災害に強い村づくりを皆さんのご指導のもとにつくりたいと思っておりますので、どうかご支援のほどをお願い申し上げます。

今回は、承認3件、報告4件、条例改正1件、補正予算5件を上程させていただきました。いずれも住民の皆様に必要な案件ですので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

**議長（渡邊明雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、渡辺圭一君、小林清一君を指名いたします。

---

## ◎日程第 2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第 121 条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5 月 19 日に第 1 回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでございました。

次に、平成 28 年第 1 回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

議会運営委員長（小林利雄君） 8 番 小林利雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は6月2日の午後3時及び6日の午前10時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月2日の委員会で申し合わせた事項については、次の7項目です。

1、会期は本日より6月16日までの3日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第2号及び報告第3号の2件を一括議題とすること。

4、議案第27号から議案第31号までの5件を一括議題、一括採決とすること。

5、発議第1号を本会議に上程すること。

6、一般質問通告日時は、6月3日午後5時までとすること。

7、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、6月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、3日午後5時に通告が締め切られた、5名6件の一般質問通告書の取扱いについて、渡邊 政司 議員の「村有地や日本広販跡地を活用した企業誘致の取り組みについて」の通告書内容を、一文字削除して提出してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 次に、総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

**総務教育厚生常任委員長（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第1回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月9日午後12時10分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「子育て世代の母親からの村への意見・要望について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

委員会開催に先立って、遊学館において、ちびっこサロンを終えた母親と座談会を開催し、子育て行政に関してご意見や要望を伺いました。その中で、「全国で待機児童が問題となる中、鳴沢村ではスムーズに保育所に預けることができて助かる」といったご意見や、「鳴沢村では子供の検診について全てカバーしていただいているので、今後も継続していただきたい」といったご意見など、現状の施策に対する感謝の声もございました。

座談会終了後に議員控え室で委員会を開催し、意見を聴取した子育て世代の母親から挙げられたご意見や要望について、協議を行いました。

協議を行った結果、「病児保育・病後児保育の導入」及び「遊学館の床の改修」の2項目の取り扱いについては、今後開催される議員協議会へ総務教育厚生常任委員会の意見として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 次に、建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。  
**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成28年第1回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月10日午後3時より、議員控え室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長ほか振興課担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成28年度に予定している道路工事等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、担当課より、平成28年度に実施を予定している4件の村道改良工事を初め、6件の水道工事などの工事概要や工事金額、また中山間地域総合整備事業の概要及び進捗状況、また今年度を実施を予定している工事の説明を聴取いたしました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事

務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 広報常任委員長 佐藤博水君。

**広報常任委員長（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成28年第1回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

4月22日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「鳴沢議会だより第24号（案）について」及び「次号議会だよりで掲載する追跡レポートについて」並びに「閉会中の継続調査申し出の件」の3件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第24号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月5月1日に全戸配布をいたしました。

また、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについては、これまでに行われた一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載すること、また閉会中の継続調査申し出につきましても、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終

いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例 を定める専決処分につき承認を求め る件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求めめる件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長（渡辺安司君）** 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めめる件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、第1に、法人村民税の税率の引き下げであります。これは市町村の税源の偏在性を是正するため、法人税割の税率を現行「9.7%」から「6.0%」に引き下げるものです。この引き下げ分相当については、地方交付税で措置される見込みとなっております。

第2に、軽自動車税の見直しであります。今回は税額の変更はありませんが、平成29年4月1日から軽自動車税の名称を軽自動車税の「種別割」に変更します。

また、消費税の税率引き上げに関係し、平成29年3月31日をもって自動車取得税を廃止することが既に決定されております。現在、地方税の目的税として自動車取得税交付金が年間約600万円交付されておりますが、一般の普通車が取得価格の3%、軽自動車は2%となっております。平成29年4月1日から軽自動車税の環境性能割として同率の2%としますが、当分の間、山梨県が賦課徴収事務を行うこととするものです。

また、平成27年度に導入されました燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を平成28年度においても1年間延長する内容となっております。

初めに、税条例の改正内容についてご説明いたしますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

まず、1ページをごらんください。

18条の2、災害等が広範囲に発生した場合、確定申告などの申請を最大2カ月間期間を延長する条項の「不服申し立て」を「審査請求」に改正するもので、行政不服審査法の施行に合わせたものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第34条の4の法人税割の税率は、現行では「100分の9.

7%」となっておりますが、「100分の6.0%」に税率を引き下げるものです。この内容は、市町村の税源の偏在性を是正するため、黒字の法人が支払う法人税割の税率を引き下げるもので、この引き下げ相当分については、平成26年に創設した地方法人税という国税から地方交付税として再配分するもので、今回の引き下げ分につきましては、平成29年4月1日から施行します。

続きまして、6ページをごらんください。

第43条の4項、住民税の普通徴収の延滞金について、延滞金を計算する期間から控除する期間を追加するものです。

この内容は、住民税の課税資料として、国の所得税に係る確定申告または修正申告を活用しています。今回は、平成26年度の最高裁判決を踏まえ、1回目の申告により定められた当初の納期限から修正等により新たに納税通知書が送付される日までの延滞金を計算する期間から控除するもので、4項の1号は、減額更正による納税通知書が発せられた日までの期間、4項の2号は、減額更正の後、増額更正に起因した納税通知書が発せられる日までの期間を追加し、延滞金を計算する日数を減らし、延滞金を少なくするもので、平成29年1月1日から施行します。

8ページ、9ページをごらんください。

48条の5項、法人村民税の申告納付、また10ページから12ページ、第50条の4、法人村民税の不足額の納付の手続は、先ほどの住民税の延滞金と同様に、法人が修正申告し、減額更正した場合、延滞金を計算する期間から控除するものです。

13ページから14ページをごらんください。

56条は、固定資産税の非課税の適用を受ける独立行政法人が国の独立法人の改革を推進するための厚生労働省関係法律の整

備等に関する法律に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構に統廃合し、追加したことにより、条文を整備したものです。

15 ページ、第80条は、軽自動車税の納税義務者として、三輪以上の軽自動車の所得者に「種別割」を課税すると名称変更したものです。

80条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を削除し、17ページの81条の2へ変更したものです。

また、16ページの81条として、軽自動車税にみなす課税を追加したものです。

第1項は、売買契約した売り主が所有権を留保している場合でも、売買契約が成立しているので、買い主を所有者とみなして課税する規定となっております。

第2項は、買い主が変更になった場合、新たな買い主を取得者または所有者とみなし、課税する規定となっております。

第3項は、販売業者等が販売目的で三輪以上の軽自動車を運行しないで登録した場合、取得者とみなして課税する規定です。

17ページ、第4項は、外国で取得した者が国内で運行した場合、取得者とみなして課税する規定です。

同じく17ページの81条の3、環境性能割の課税標準、81条の4、税率、この内容は、地方税の目的税であります自動車取得税が平成29年3月31日に廃止されることとなっており、平成29年4月1日から軽自動車税の「環境性能割」として新規に課税することとするものです。

18ページの燃費性能により軽自動車の取得価格に1%から3%課税しますが、取得価格が50万円より低い場合は免税となります。

19ページの82条、軽自動車税の税率を「種別割」の税率に

名称変更するもので、税率は変更ありません。

26 ページまでは引用規定や字句を変更する内容となっております。

27 ページ、附則としまして、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費公助の特例を追加したものです。

内容は、確定申告で医療費控除をする場合、10万円以上となっておりますが、特例として、薬局で購入する医薬品が1万2,000円以上の場合、上限が8万8,000円となっておりますが、医療費公助の適用を可能とするものです。

制度導入の目的としまして、国民の医療費を削減する、病院等を利用しないで薬局を利用している10万円以内の少額医療費の世帯の税金を優遇するというのが目的となっております。

この特例は、通常10万円以上の医療費控除とは併用できませんが、平成30年度の住民税に関係しますので、実質的に来年の1月1日から適用となります。

29 ページの附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、先ほど81条の3以下で自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割を新規に平成29年4月1日から課税する説明をしましたが、附則として、賦課徴収や免税事務を当分の間山梨県が行うという特例を定めたものです。

30 ページをごらんください。

附則第15条の6第2項、税率の特例として、自家用の三輪以上の軽自動車に対する81条の4の規定の適用について、同号中、左真ん中の右の表となっておりますが、真ん中の表の「100分の3」とあるのは「100分の2」とすると特例で規定しております。これは環境性能割の税率を現在の自動車取得税と同じ2%とするものです。

31ページの附則第16条、引用規定や字句の変更となっておりますので、割愛させていただきます。

また、35ページ以降の第2条、第3条は、昨年までの議会で税条例の一部を改正する条例を議決していただきましたが、条例の施行日が将来の期日となっていることから、今回の税条例の一部を改正する内容に合わせるため、税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、条例全体の整合性をとったものです。

最後に、44ページ、施行期日として、この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、延滞金の計算期間の一部期間を控除するのは平成29年1月1日から、法人税割の税率引き下げ、軽自動車税の種別割に名称変更等は平成29年4月1日から、一般医薬品を購入した場合の特例の医療費控除は平成30年1月1日から施行します。

なお、これ以外は従前の例によります。

また、皆様ご承知のとおり、消費税の引き上げの再延期の表明が6月1日に報道されました。今回の専決処分は平成28年3月31日の時点であり、今後、来年の3月までには地方税法の改正が予想されております。

以上で承認第1号の専決処分の説明を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を定める専決処分につ  
き承認を求める件**

**議長(渡邊明雄君)** 日程第5、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長(木暮富人君)** 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等、所要の改正を行う必要があります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、議案の3ページにあるように、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の5ページをごらんください。

第2条、課税額、第2項中「52万円」をそれぞれ「54万円」に、第3項中「17万円」をそれぞれ「19万円」に改めます。

続いて、6ページをごらんください。

第23条、国民健康保険税の減額、第1項中「52万円」をそれぞれ「54万円」に、また「17万円」をそれぞれ「19万円」に改めます。

以上の改正につきましては、保険税負担の公平の確保を図るため、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課税限度額をそれぞれ引き上げるものであります。

続いて、6ページ下段部分の第23条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改めます。これは、保険税のうち1世帯当たりに課される平等割と被保険者1人当たりに課される均等割について、5割軽減措置の対象となる軽減判定所得について、経済動向を踏まえ、低所得者に対する負担の軽減を図るため、引き上げを行うものです。

続いて、第3号中、7ページの「47万円」を「48万円」に改めます。これは5割軽減と同様に、2割軽減の対象となる軽減判定所得を引き上げるものです。

以上について、附則として、施行日を平成28年4月1日とし、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものです。

以上で承認第2号の専決処分の理由及び主な改正点について説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第6 承認第3号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件

**議長 (渡邊明雄君)** 日程第6、承認第3号平成28年度一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長 (小林 優君)** 承認第3号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分について承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第3号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に553万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,670万9,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、防災対策事業136万9,000円、小学校管理運営費416万1,000円を追加し、それぞれの事業費を増額したものであります。

これらの事業実施に係る財源として、当初予算に予算計上した5,000万円以上の繰り越しが見込まれたことから、歳入補正要求額の全額553万円を繰越金で見込みました。

速やかに事業を執行する必要があったため、5月2日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第3号についての提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第7 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第7、報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告についてご報告申し上げます。

鳴沢村第一区より平成28年5月12日付、鳴沢村第二区より平成28年4月5日付で平成28年度の陳情を受けました。担当課による現地調査並びに課長会議での協議を行い取りまとめた結果を、別紙のとおり、第一区に平成28年5月26日付、第二区に平成28年4月22日付で回答しましたので、ご報告いたします。

以上で報告第1号の報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

---

◎日程第8 報告第2号平成27年度鳴沢村一般会計繰越明  
許費繰越計算書について  
報告第3号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特  
別会計繰越明許費繰越計算書につい  
て

**議長（渡邊明雄君）** 日程第8、報告第2号平成27年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び日程第9、報告第3号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 報告第2号平成27年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第3号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成27年度事業の一部を平成28年度へ繰り越すために、本年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第1項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

本年第1回定例会において、一般会計が10事業、総額4,756万6,000円を繰越明許費として議決いただいておりますが、このうち農業行政諸費及び戸籍住民基本台帳事務諸費の一部について、平成27年度内に執行することができたことなどにより、417万3,000円を差し引いた額を繰り越いたしました。

また、簡易水道事業特別会計が1事業、総額1,150万円を繰越明許費として議決していただいております、全額を繰り越しております。

事業の内訳としては、一般会計が共通電算機整備・管理事業 1,541万1,000円、企画開発行政諸費 10万円、戸籍住民基本台帳事務諸費 75万6,000円、重度心身障害者医療費助成事業 58万4,000円、保育所運営事業 138万3,000円、中山間地域総合整備事業 300万円、村道改良事業 1,300万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業 105万9,000円、防災対策事業 810万円、以上 9 事業、総額 4,339万3,000円、簡易水道事業特別会計が水道整備事業の 1 事業、1,150万円が平成 28 年度への繰越明許額となります。

これらの財源として、一般会計が国庫支出金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金 525万円、地方創生加速化交付金 10万円、社会保障税番号制度通知カード・個人番号カード関連事務補助金 75万6,000円、子供のための教育・保育事業費補助金 54万円、県支出金の山梨県重度心身障害者医療費助成システム改修事業費補助金 29万1,000円、子供のための教育・保育事業費補助金 15万1,000円、地方債の緊急防災・減災事業債 810万円、一般財源 2,820万5,000円、簡易水道事業特別会計が既収入特定財源の一般会計繰入金 1,150万円を繰り越いたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成 27 年度内では執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意、計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で報告第 2 号及び報告第 3 号について報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で報告第 2 号及び報告第 3 号の 2 件の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第 146 条第 2

項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

**◎日程第 10 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行  
の状況の点検並びに評価の報告**

**議長（渡邊明雄君）** 日程第 10、報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、平成 27 年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が評価の報告書です。

評価項目については、鳴沢村第 4 次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には、学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ等の推進について分類し、評価項目、内容については、教育委員の意見も参考にして評価を行っております。

以上で報告第 4 号についての報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終了いたします。

---

◎日程第11 議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第11、議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（木暮富人君） 議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由は、国が待機児童対策として保育の受け皿拡大と保育の質の向上を進めている中で、保育所等における職員配置について、当面の間特例を設ける省令が公布されたことにより、鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためです。

議案の3ページをごらんください。

なお、議案本文の朗読は省略し、それぞれの趣旨について説明させていただきます。

附則第6条は、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、乳児や幼児、児童数に応じた職員数からの保育士数が1名であっても、1つの保育所に2名以上の保育士を置かなければならなかった規定が、当分の間、保育士1人に加え、村長が認める者を置けばよいとされたことから、改正するもの

であります。

附則第7条は、保育士数については、保育士免許を有する者のほか、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者も保育士とみなすことができる規定となっております。

議案の4ページをごらんください。

附則第8条は、1日8時間を超えて開所されている等により、認可の際に超えた時間分の保育士を確保しなければならない旨の規定が緩和され、開所時間における必要保育士数に附則第7条で保育士としてみなされる幼稚園教諭等も必要保育士数の範囲において保育士とみなすことができるとされたことから、改正するものであります。

附則第9条は、附則第7条及び第8条についての規定を適用するときは、保育士を3分の2以上置かなければならないとしております。

附則として、施行期日を公布の日から施行するとしております。

なお、今回の改正につきましては、保育士数の不足問題と小規模保育所A型などが無い当村では、早急な対応が求められているような状況にはありませんが。今後の民間会社の参入に対応できるよう改正するものであります。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第12 議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第28号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第14 議案第29号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第15 議案第30号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第16 議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(渡邊明雄君) 日程第12、議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)から日程第16、議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号)までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに5,452万4,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億3,806万2,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、共通電算機整備管理事業4,074万9,000円、簡易水道事業特別会計繰出金270万円、農業振興事業150万円、臨時福祉給付金支給事業135万円、村有施設用地等賃借事業110万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金4,449万5,000円、臨時福祉給付金事務費補助金などの国庫支出金512万7,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成28年度予算と平成27年度から平成28年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億9,295万5,000円となります。

鋭意、事業を執行してまいりまので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第27号から議案第31号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第31号

までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第17 一般質問

**議長（渡邊明雄君）** 日程第17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの「郷土料理コンテスト開催による新たな商品づくりについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

郷土料理コンテスト開催による新たな商品づくりについて、村長に伺います。

村長は公約の中で、「農産物を材料として、スイーツやお茶・ジュースなどに加工して、喫茶コーナーでアンテナショップ的に販売を行い、農産物の6次産業化を推進する」と表明しています。

鳴沢村には地域の特性を生かした新たな商品づくりが乏しいように感じます。とれた生産物をそのまま販売するだけでは高収入は望めません。より付加価値の高い加工品の開発を推進することにより、農家の収益性を高め、観光の拠点である道の駅の活性化につながるものと考えます。鳴沢村でとれた新鮮な野菜や果物を使った郷土料理を新たにつくる必要があります。

質問します。

郷土料理コンテストを開催し、新たなメニューをつくるお考えはありますか。

また、農産物の6次産業化への取り組みについて、村長のお考えをお聞かせください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えします。

まず、農産物の6次産業化への取り組みについては、平成28年3月議会の一般質問においても回答したとおり、農業者団体によりおやき、まんじゅう、漬物、切り干し芋、ジャム等の加工農産物を販売しており、観光客から評判も上々だと伺っております。

6次産業化への取り組みは、農業者が主体となり実施すべきものであり、村が主体となって事業を行うことはありません。村の役割は、農産物の6次産業化に意欲がある生産者やグループに対し、側面的な支援を行うことだと考えております。

支援策といたしましては、県農務部や農協など関係機関と連携して、アドバイスや技術支援が考えられますので、農業生産者はみずからの知恵とアイデアを出し、特産品や新商品の開発を行い、農産物の高付加価値化に取り組んでいきたいと思っております。

現在、農協が中心となって生産者団体と調整を図り、地域の伝統野菜である鳴沢菜を特産品としてワンランクアップさせるべく、地理的表示の取得に向け動いております。富士東部農務事務所や普及センター等と連携しながら、鳴沢村の固有種である鳴沢菜を他の地域と栽培されているものと区別することで差別化を図り、付加価値を見出すことがねらいでもあります。

また、地域の名前がつけられた伝統野菜ですので、後世につなげていくことも村にとって重要であります。

このような取り組みから、取得後は、鳴沢菜の商品開発の素材として、より一層生かせるものではないでしょうか。地理的表示取得に向けた生産者団体の取り組みについては、十分支援していきたいと考えております。

また、郷土料理コンテスト等を開催し、新しいメニューをつくる考えのご質問は、振興課長のほうが詳しいので、振興課長に

答弁をいたさせます。

**議長（渡邊明雄君）** 振興課長。

**振興課長（三浦寿得君）** それでは、政司議員の郷土料理コンテストを開催し、新たなメニューをつくる考えはありますか、このようなことに対する回答をしたいと思います。

郷土料理とは、その地域に根づいた産物を用い、その地域独自の調理方法でつくられ、地域で広く伝承されている地域固有の料理のことであり、地域振興、まちおこしのためにつくり上げ、もしくは宣伝を行うご当地グルメや特定の企業が提供する料理や土産菓子などとは異なるものであります。鳴沢村での郷土料理と呼べるものは、ほうとう、すいとん、凍み芋、鳴沢菜の漬物などがあると思われます。このような食べ物も、時代の流れとともに食文化も変化し、現在では余り食べられない料理もあります。

政司議員がおっしゃるのは、郷土料理ではなく、ご当地グルメ、あるいはB級グルメのことだと思われますが、これは郷土料理をアレンジしたり、地元の農産物を使った料理を新たに創作することだと思われます。

郷土料理に限らず、新たな食べ方の発見や地域の名物料理になるアイデアを広く募集していくことは有効な手段であると考えますが、ただコンテストを開催するだけでは意味がありません。例えば、村内の飲食店等で提供するなどの環境整備が必要です。

商品として販売していく上では、消費者のニーズ調査に始まり、マーケティング戦略も必要ではないでしょうか。民宿、旅館等でも当然飲食提供を行っておりますが、村内には飲食専門店は数店しかないのが実情です。

それぞれの飲食提供施設が独自の経営計画によりメニューを考え、提供しております。飲食提供店が新たに郷土料理的なもの

を開発していきたいということであれば、村としても協力していきませんが、あくまでも主体となるのは事業者であります。

以前、食改推の皆さんに協力していただき、キャベツを使った料理集を作成してありますので、商品開発の参考になるレシピもあるかと思えます。食改推の委員さんに協力していただき、地元野菜を使った料理を開発していただくのも1つの方法かと思えます。

また、地元農産物をPRする一番の方法は、何といたっても道の駅だと思えますので、施設管理者である農協に頑張ってもらい、地元野菜を使ったメニューの開発を行っていただき、軽食堂で提供していただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

村長の言ったスイーツやお茶・ジュースなどに加工して、喫茶コーナーでアンテナショップ的に販売を行い、農産物の6次産業化を推進するという公約は、JAや農家に任せるということでしょうか。

公約は、みずからが主体的に働き、実現させるものと私は考えます。公約実現に向けての計画がありましたら、お聞かせください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** これは事業者である農家や乾燥施設等必要になろうかと思えますし、スイーツをつくるにしても、施設が必要です。それを村で全部やるというわけではありません。提案して、それを実行していただくのは事業者である農家の皆さんや、そういう加工する人とか、村が全部を全部そこで加工して提供する、それでは皆さんの事業にはならないと考えておりま

す。

提供先は道の駅でも、JAさんが指定管理になっておりますので、許可があればできると思いますので、提案です、それは。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

村長の公約に賛同して投票した人も大勢おります。村民の期待に沿えるよう、計画的に6次産業化を進めるようお願いして、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、「村有地や日本広販跡地を活用した企業誘致の取り組みについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

村有地や日本広販跡地を活用した企業誘致の取り組みについて、村長に伺います。

人口減少対策では、若者が定住できるよう、新たな雇用を創設することが重要です。今眠っている村有地や日本広販跡地を活用して、企業誘致を計画的に進めることが必要です。高齢化が進む中、地元のリハビリ施設等の需要の見込まれるものに特化してはどうでしょうか。

現在、リハビリを遠くの石和や都留市等の施設に行っている人も多く、地元の施設を利用することが可能となり、家族の介護も楽になります。富士山が見える自然豊かなこの鳴沢村では、すばらしいリハビリ施設が期待できます。

また、ほかにも、最近では富士山を周遊するコースは、インバウンド観光として、海外からの観光客が増加しています。滞在型の顧客をターゲットにした宿泊施設等のニーズも高まっています。

また、村有地や日本広販跡地を分譲して販売すれば、移住者も増えて、税収の増加も期待できます。

現在の企業誘致活動内容について教えてください。

また、日本広販跡地の問題も、これもある程度解決したいとの所信表明がありました。企業誘致施策について、村長のお考えを聞かせてください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えします。

まず最初に、日本広販跡地の問題ですが、これも再開発に支障となっているのは、ゴルフ場開発を目的とした林地開発の許可が現在、申請者の事業廃止届、それに類似するものを提出させ、事業を行わないことを担保とした上で、山梨県が許可の取り消しを行わない限り、新たな開発は困難となっている状況です。

山梨県には何度となく事業者には施工能力がなく、動きのない事業の林地開発許可を取り消すようお願いしておりますが、許可の取り消しは弁護士と相談して対応していくとの回答のまま、現在もまだ解決に向けた動きがありません。

この日本広販跡地には、部分的に利用したいなどの小規模の開発の問い合わせは時々ありますが、私としては、虫食い状態で開発された場合、傾斜地などが残地として取り残される可能性が非常に高くなります。このようなことでは、地権者の不公平感や同意が得られなくなることが予想されますので、一括して開発を行うことができ、かつ林地開発の取り下げも可能な資本力がある事業者を探すことが大切だと考えており、質問の要旨にもありますリハビリ施設などの跡地や別荘などへの一部だけを利用するような開発は、先ほども述べましたが、私としては考えておりません。

現在、1社の事業者から開発の提案を受け、地権者の代表者数

名への事業内容の説明を行い、地権者からの提案を事業者に検討しているところでもあります。事業者からの前向きな答弁をいただくことができた場合には、議員の皆様へのご協力をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

企業誘致の件につきましては、企画課長より答弁させていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺一博君）** それでは、1番の現在の企業誘致活動について、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の企業誘致活動の内容ですが、山梨県産業労働部産業集積課からの情報で、立地を希望する企業に関する照会の問い合わせなどによる対応をその都度行い、鳴沢村をアピールしています。

そのほかにも、山梨県総合政策部や県民生活部富士東部県民センターへ鳴沢村の企業誘致に向けた村の意向や村内の誘致場所などの情報を提供してあり、限られたチャンスが実現するよう努力をしているところでもあります。

以上で質問に対するお答えとさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 日本広販跡地については、1社から話があるということですから、引き続き誘致活動の推進をお願いします。

村有地については、立地を希望する企業に対して、照会、問い合わせ等のアピールを行っているということですが、全部で何件ぐらいあるのでしょうか。

**議長（渡邊明雄君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺一博君）** これは、昨年私が1年間企画課にいました、県からの問い合わせは、村有地以外も含めまして、三、四件ほどありました。ただ、これは鳴沢村だけの照会だけでなく、

山梨県下全ての市町村に照会しています。

その中で、県への照会に対する回答として、早急に回答するか、なるべく丁寧に回答するというふうなことを行いまして、なるだけ鳴沢村をアピールして、企業が来ていただくような努力はしているところです。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

村有地を登録して、立地をする希望する企業を待っていても、企業誘致ができていない現状が実際あります。質問の中で3つの提案をしましたが、業種を絞り込むことも必要だと考えます。村有地の活用方法を検討して、積極的に誘致活動をしていくお考えはありますでしょうか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** こういう時代ですから、企業といっても、なかなか難しい面があるかと思います。私は、言いかえれば、首都圏で地震が発生すれば、企業はこっちへ来ます。それを望むわけじゃありませんが、そういう時代の流れというものも、ご存じのとおり、あると思います。それを踏まえ、今ある企業が撤退されないように努力するのも地元の務めだと考えております。

企業誘致、行っても、外国へ逃げる企業だけです。時世を考えながら、村有地を有効に活用していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 3回目になりますので、また次に積極的なご発言をお願いいたしまして、これで締めさせていただきます。

以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村の名所について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

鳴沢村の名所について、村長にお伺いいたします。

鳴沢村には鳴沢氷穴以外にこれといった名所がないと思っていましたが、目の前にある霊峰富士山が一番のロケーションだと思います。

3月定例会で村長が発言した周遊ルートにある紅葉台及び足和田山を名実ともに紅葉台にすれば、鳴沢村の名所になることは間違いのないと思います。目の前には雄大な富士山、西には樹海、北には西湖が見える、このようなすばらしい自然環境はほかにはありません。

山に落葉樹のもみじ、桜、ツツジ、サツキ等を植え、春には花を、秋に紅葉を楽しめる山にする。植樹は、入学祝い、卒業祝い、成人式等、何かの記念日に村民に植えてもらえば、自分が植えた木ということで愛着があり、大人になっても大事に育てることと思います。5年、10年、15年と長い年月をかけて植樹していけば、必ずすばらしい紅葉台になると思います。

また、焼間地区に農業者の高齢化により耕作放棄地が多くなりました。他の町村のような大規模な花の公園を村営で整備すれば、周遊ルートからの立ち寄りスポットとしても大きな見どころになると思います。村長の考えをお伺いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

小林利雄議員の提案は、年月はかかりますが、すばらしい提案だと思います。

富士五湖周辺では、富士河口湖町、富士吉田市や山中湖村にも紅葉スポットがあり、シーズンには大勢の方が訪れます。

また、愛知県豊田市の旧足助町は、森林面積がほとんどを占める林業が主体の町でしたが、林業産業が盛んな昭和初期に貴重

な山林にもみじ4, 000本を地元住民がボランティアで植林し、90年後の現在は、香嵐溪として紅葉シーズンには大勢の観光客が訪れる観光スポットとして成長しました。この時代を見越し、先見の明に誰もが感心することと思います。

しかし、現在の足和田山は、山梨県の水源涵養保安林として、また遊歩道沿いの両側50メートルは国立公園第3種特別地域に指定されております。この指定により、現状では遊歩道沿いの樹木を伐採するには規制があり、難しいと考えております。

また、遊歩道沿いの現状のままもみじなどを植林しても、日陰などの不利な条件により、思うような成長は見込めるとも思われません。

それと、焼間地区は、小林利雄議員もご存じのとおり、第一区の管理地であり、第一区区長、役員の皆様、財産管理委員会が今後の焼間地区の利用を検討する中で、花の公園等の観光客誘客施設の建設を含め、方向性を出していただくのが先決だと思っております。

そのほかにも、借地権の売買による利権関係が複雑になっている土地であると思います。いずれにしても、利害関係の整理を進めなければ、次の段階に動けないと考えております。まず、土地の管理者であります第一区に、焼間地区について、今後の方向性を決めていただくことが先決で、その後、利用内容により、議員の皆様と村で検討していきたいと考えております。

くどいようですが、紅葉台と焼間地区は第一区の管理地であり、村が勝手に開発とか植栽できるものではありませんし、開発後の維持管理の形態についても、検討する必要があります。

また、小林議員が申し上げますように、紅葉台や焼間地区はもとより、鳴沢村全体が絶好のロケーション場所になっております。昨年制定していただきました鳴沢村景観条例や山梨県の太

陽光発電施設の適正な導入ガイドラインには強制力がなく、今後も太陽光発電設置が続く可能性もあり、良好なロケーションが阻害されるもので、危惧しております。この件に関しましては、北麓地域の市町村とも協議し、強制力のある条例の制定をお願いしていきたいと考えております。

第一区の議員の皆様にも、焼間地区の問題は大変難しいことではありますが、解決に向けてご尽力をしていただき、当地区を有効に活用できるよう働きかけをお願い申し上げる次第であります。

以上で小林利雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

答弁にもあったように、第一区の土地であることは間違いありません。第一区である程度の面積を協力すると言うと、村長はそれには協力してくれるという考えだと思います。また、自然環境の国立公園内ですから、一気に大きな伐採はできなくても、次から次へと変えていけば、私はすばらしい紅葉台になると思います。

日本に来る外国人の人数は、2015年で約1,978万7,000人、山梨県に来る観光客は131万3,000人、年々増えております。国・県ともに観光には力を入れております。鳴沢村の観光に使うお金は、予算の約2%しか使っておりません。

山梨日日新聞によると、韮崎市の甘利山はレンゲツツジが駐車場から山頂までの遊歩道を中心に広がって、人々の目を楽しませている。また、甲府市の荒川河川敷では、色とりどりのナデシコが3,000平方メートルの敷地に3万株栽培されているとか、富士吉田市の新倉山では7万株のアヤメが見ごろ、また

清里ではツツジが彩る高原、800人が散策満喫と、その他各地の花便りの記事が多く報道されております。

鳴沢村でも、予算をふやし、専門の知識がある、また財政支援を受けられる地域おこし協力隊を活用し、新しい周遊ルートをつくるとよいと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 地域おこし協力隊もいいわけですが、それよりやっぱり植物とか木とか、ああいうものに詳しい職員を育てる、また採用するというのも1つの手だと思っております。

何しろ今までは職員の数というか、兼務が多く、大変な村の行政でした。それをだんだんに皆さんの協力を得ながら、職員の数をふやしていいのかわかりませんが、また、職員の数にもよりますが出向も考えていきたいと思っておりますので、皆様のご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** よろしいですか。

以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「熊本、大分両県に発生した熊本地震被災者への救援について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

熊本、大分両県に発生した熊本地震被災者への救援について、村長に伺います。

去る4月14日、熊本県熊本地方で発生した震度7という想像を絶する大地震に、死者49人、関連死疑い者20人、安否不明者1人、負傷者が1,684人、家屋の全半壊9万8,897棟、倒壊の危険性がある建物1万3,000棟余り、18万4,000人弱が避難を強いられ、今なお大変不便な生活を送られております。

不幸にして亡くなられた方々に哀悼の意を捧げ、ご冥福をお祈りいたします。また、多くの負傷者や家屋の倒壊被害や破損被害に遭われた方々に衷心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この被害に遭われた方々に対し、全国から救援物資や義援金が送られているほか、救援に多くの自治体等から人材派遣や有志からの物資がまとめられ、現地に届けられています。

我が鳴沢村議会も、山日YBS厚生文化事業団を通じ、少額ではありますが、義援金を送らせていただきました。

今月4日に日本スポーツ少年団委員総会が東京で開催され、山梨県を代表して出席する機会がありました。日本スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団あてに改めて義援金協力のお願いがありました。

その席上、熊本県スポーツ少年団本部長より、全国からの救援に対しお礼の言葉があり、今なお継続している余震、実際の被害状況はテレビ等での報道以上で、非常に残酷で厳しい。みんなで頑張るしかない。今後も支援をよろしくお願いしたいと申しておりました。

対岸の火事としてとらえることなく、鳴沢村周辺地域においても、懸念される災害として、東海地震、富士山噴火が挙げられ、いつ発生し、我が身に降りかかるかもしれません。熊本地震に対して、鳴沢村主導での救援対応等は考えているのか、村長にお伺いいたしたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、熊本地震で犠牲となられた方々及び御家族に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

これは鳴沢村独自では、いつも、今までの災害でもそうですが、救援等は、物資等々提供とか義援金等行っておりますので、私より総務課長のほうが詳しく存じ上げておりますので、総務課長に答弁をしていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** 佐藤博水議員の質問にお答えします。

熊本地震の被災地支援につきましては、4月25日の町村会役員会での平成28年熊本地震被災市町村支援内容の決定を受け、支援物資につきましては、県内で生産されたミネラルウォーターの支援は、全国の4割以上を占め、全国のトップであり、2015年の生産も過去最多を更新していること、また個々の自治体での独自支援に比べ、市長会、町村会合同での大口支援のほうが受け入れ側でも利用しやすいことから、救援物資としてミネラルウォーター、こちらは2リットル、1,248本を送付する手配を整え、町村会へ報告しましたが、被災地より支援物資の要請がないため、現在のところ実施されておられません。

次に、義援金につきましては、関東の各県町村会と歩調を合わせ、山梨県町村会では100万円を熊本県町村会へ送金しております。

鳴沢村職員互助会でも、義援金を4月25日に公益財団法人山日YBS厚生文化事業団へ寄付したところであります。

鳴沢村は、町村会で決定した被災支援スキームにより、6月末までをめどに、村内4施設、鳴沢村役場、道の駅なるさわ物産館、いきやりの湯、大田和農協に義援金簿金箱を設置し、山梨県共同募金会を通じ、被災地へ送る予定となっております。

本日の熊本県のホームページを見ますと、義援金等の募集は更新されておりますが、支援物資が一時期に大量に届き、物資の在庫が大量に生じるなど支障が出ている市町村もあり、熊本市

ほか15市町村で当面必要な物資は確保できましたので、救援物資の受け入れは休止していますとアップされております。

職員派遣は、2週間程度の派遣を想定し、熊本県、総務省、全国町村会、各県町村会の流れで派遣可能職員の事前調査の照会がありました。

当村では職員数が少なく、1人で幾つかの業務を兼務し、職員数の余力がない現状を考えますと、職員の派遣要請にこたえられないのが現実であります。

山梨県町村会の取りまとめによると、5町村からの職員派遣が可能との回答があったようであります。現時点では、熊本県からの具体的な派遣要請はありません。基本的には、熊本県または被災自治体からの要請がなければ、人的派遣は行えません。

熊本地震に対する個別の支援を行う自治体は、同じ協議会に加盟しているなどの自治体同士のつながりや地域間交流の歴史によるものであります。特に、被災地との災害協定、交流がない当村では、今後の被災地支援は山梨県町村会と歩調を合わせて支援を行い、鳴沢村独自での被災地支援は考えております。

以上で説明とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

義援金の募金箱を設置してあるということで、非常にありがたいと思います。

しかし、鳴沢には防災リーダーというふうな制度がございまして、この方々にもボランティアで協力していただく中で、義援金をさらに集めていただければというふうなことも考えるわけですが、その辺の考えがあるかどうか伺いたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 義援金という問題は、防災リーダーまたは婦

人会、愛育会で集めてもらったりしている時期もありましたが、日赤の義援金や会費を集めてもらうのも苦労している状況です。そのようなことを理解できてもらえる住民の方が大勢いてもらえればありがたいわけですが、それと義援金の場所等の放送も何回かもやらせていただいておりますので、放送ぐらいでのお願いしかできない状況であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

いろいろな対応をしてもらって、本当にありがたいと思います。

平成26年6月に制定された鳴沢村地域防災計画、これによりますと、防災ボランティアの育成強化に努めるというふうにあります。現在の状況を伺いたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** お答えします。

以前も一般質問でご質問がありましたけれども、防災士の育成等考えております。ただし、以前お話ししましたように、日数、また基準等があります。そういうものに日常の業務、お仕事をしている中で、参加できるボランティアの方がいらっしゃいましたら、その講習料の補助等は考えております。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「村民の古い農機具、民芸品等の活用について」の質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

村民の古い農機具、民芸品等の活用について、教育長にお尋ねします。

村では、以前から広く村民に働きかけ、古い農機具や古時計、

民芸品等の収集を行ってきましたが、それらの貴重な道具、資料等を今後活用していく考えはありますか。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 小林昭一議員の質問にお答えします。

ここ数十年来、時代の目まぐるしい変化により、昔の建物の多くが建てかえられ、茅葺き屋根などの昔を象徴する姿を目にすることは少なくなりました。建物の建てかえなどに伴い発生した古い農機具や民芸品などの多くは廃棄されております。

ご質問のとおり、以前、村の歴史を後世に伝えていくために、地域で実際に使用されていた農機具や民芸品を教育委員会で郷土資料として収集した経緯があります。当時、議会を中心として、収集した貴重な道具や資料等を民俗資料館のようなものをつくって展示したらどうかといった意見がございました。古い農機具や民芸品などの活用方法といたしましては、資料館等による展示が主な手段と思われ、そのような郷土資料は先人からの遺産として後世へ伝承していくものであり、また子供たちの教育などの一環として活用することは非常に重要なことだと思います。

しかし、展示することだけでも多大な労力、経費がかかる上、他市町村の資料館でも来館者はほとんどいないという状況から、議会からの意見は廃案となった経緯がございます。

現在、収集した道具や資料等は、総合センター西側にある民俗資料館に保管してありますが、スペースが狭く、系統立てて整理がされていないため、十分に活用されていないという状況でございます。通常施錠してありますが、鑑賞希望者がある場合は開放しております。

古い農機具、民具や郷土の歴史は、私たちの先祖が残してきた貴重な財産として保護保存し、将来にわたって引き継いでいく

ものであると認識しております。学習指導要領では、小学校3、4年生が郷土について学ぶことになっており、昔の生活の様子を知るために、実際使用されていた貴重な資料を有効に活用することも必要ではないかと考えております。

以前、総合センター2階の図書館に一部を展示しておりました。公共施設等可能な範囲で村民や来訪者の身近な場所で展示し、村の産業や歴史について普及啓発を図ることも大切だと思っておりますが、資料展示の場所やスペースの問題等課題がありますので、今後効果的な活用方法があれば、前向きに検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

経緯について教育長よりご説明がありました。当時については、やっぱり施設の中で展示するのは不都合があるという話もありました。今は道の駅等がありますので、道の駅の部分、例えばインフォメーションにそういうコーナーみたいのを付けていただいたりとかすれば、展示も可能かなと思うんですが、また企画課とも検討していただきながら、うまい活用法を検討していただきたいと思えます。

また、せっかくの村民からの寄附等でありますので、リストなどをつくっていただきながら、またその写真等を撮っていただいて、そういうものもうまく活用していただければ、そういう方法もまたあわせて検討に願えればと思えます。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** いろいろな提案ありがとうございます。資料展示の場所やスペース、本当にまたそうならば、管理の問題も出てくると思えますので、またその辺は検討させていただきます。

たいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** よろしいですか。

以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「地域限定特例通訳案内士を活用する考えについて」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

地域限定特例通訳案内士を活用する考えを村長にお伺いします。

山梨県内を訪れる外国人旅行者が増え続ける中で、通訳ガイド育成を目的とした県の構造改革特別区域計画（地域限定特例通訳ガイド育成事業）が国に認定されました。県は本年度から3年間で地域限定特例通訳案内士100人を養成します。受講者は、研修でコミュニケーションのほか、おもてなし・ガイド能力、旅程管理、救急救命などに関しても学びますが、県では特に地域を熟知した通訳者を育てることにしています。

村内でも、道の駅なるさわを中心とした観光施設、宿泊施設を訪れる外国人旅行者が増え続けており、通訳ガイドの必要性が高まっています。

村の外国人観光客の受け入れ態勢整備として、地域限定特例通訳案内士を雇用または研修補助の考えはありますか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 三浦直樹議員の質問にお答えします。

村でも外国人観光客が増え、道の駅だけではなく、村役場でも外国人の対応を迫られる場面も数あります。そんなことで、地域限定特例通訳案内士という制度自体もわかりませんので、企画課長にこの件に対して答弁させていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺一博君）** それでは、私のほうから三浦直樹議員の質問にお答えします。

平成27年9月に構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行され、山梨県では増加し続けている外国人観光客の受け入れ態勢の整備として、地域限定特例通訳案内士育成等事業を創設し、平成28年度から平成30年度までの3年間で100名を養成する計画となっております。

現在の山梨県における通訳案内士の課題、問題点は、通訳案内士の不足や団体旅行から個人旅行へのシフトによる通訳案内士の必要性などが挙げられています。

県内の外国人観光客の来訪状況は、富士山5合目、河口湖駅、富士ビジターセンターなどの富士北麓地域の観光スポットやワイナリー、果樹園が集積する峡東、八ヶ岳南麓、久遠寺宿坊の身延山地域への外国人観光客が増加しております。

村内の観光施設での外国人観光客の利用状況は、富士山5合目を除きますと、道の駅、ふじてんスノーリゾート、鳴沢氷穴などがメインとなっており、そのほとんどが通訳士付きの団体での利用となっております。

道の駅インフォメーションでの外国人対応は、夏場の1週間で3人から5人程度の利用があり、その多くがタクシーの予約やバスの利用状況についての問い合わせで、地図を見ながら対応できている状況ですので、通訳案内士の雇用は現在のところ考えておりません。

そのほかの外国人は、英語版のパンフレットやWi-Fiを利用して観光情報を収集しています。

また、前述しましたとおり、北麓地域への外国人観光客は、河口湖駅周辺、忍野八海、浅間神社などの一部の地域に集中しているのが現状です。

しかし、今後は鳴沢村でも団体旅行から個人旅行へのシフトが予想され、また北麓地域の観光スポットの分散化なども想定さ

れる中で、将来を見据えた鳴沢村の観光のあり方を模索し、道の駅などへインバウンド向けの標識やパンフレットなどの整備を検討することも必要だと考えております。

昨年12月の定例会でも答弁させていただいたとおり、通訳案内士の受講希望者がいた場合には、村として応援体制を整え、事業者にはインバウンド観光への推進につなげていただきたいと考えております。

以上で三浦直樹議員の質問に対します答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

将来、村内にも新たな観光施設をつくる予定も考えられると思います。今回は国家資格が簡単に、県内だけですが使える有効な資格ですので、ぜひ村内の大勢の方に周知していただいて、一人でも多くの方に、受講できる方がおられれば、行っていただきたいと思います。

また、鳴沢の将来に役立つようにまた考えていってください。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わります。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月15日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月15日を休会とすることに決定いた

しました。

なお、本会議は6月16日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月14日

議会議長

署名議員

署名議員

平成28年6月16日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第2号)  
日程第4 議案第28号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第5 議案第29号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第6 議案第30号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計

## 補正予算（第1号）

日程第7 議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 発議第1号活火山防災対策の強化を求める意見書の提出

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後3時00分

**議長（渡邊明雄君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

平成28年第1回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、7番三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** 7番 三浦利雄。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合についての報告をさせていただきます。

3月28日、午前10時より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、外川正純議長を初め、議員18名が出席しました。

また、会議事件説明のため、梶原組合長ほかの出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が3月28日のみの1日間と決定されました。

会議事件は、平成28年度一般会計予算ほか6件です。

議案第1号組合長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めることについて及び議案第2号職員給与条例の一部を改正する条例を定めることについては、人事院勧告等に伴い、組合長及び職員の給料表、期末、勤勉手当の支給率を改正したものです。

議案第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合において鳴沢村の条例を準用する条例の制定については、近年組合条例が頻繁に改正を要していることから、事務の簡素化のために、職員の給与に関する事項など14の事項について、鳴沢村の条例を準用するとともに、組合職員給与条例ほか14の条例を廃止したものです。

議案第4号山梨県市町村総合事務組合規約の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分の承認を求めることについては、組合の共同処理する事項に競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務が追加され、この変更には関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、提出されたものです。

議案第5号平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）については、平成27年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万2,000円を追加し、総額を1億5,3

07万8,000円としたものです。年度末決算を見据えた歳入歳出差引余剰金見込み59万2,000円の財政調整基金への積み立てが主なものとなっております。

議案第6号平成28年度一般会計予算については、平成28年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9,881万6,000円とするもので、前年度比648万2,000円の増となりました。造林費が505万円増額となった一方、総務管理費が523万円減額となっております。

また、この説明の中で、三浦勝市総務課長が3月末で退職し、4月から事務局長として再任用になることが報告されました。

美化協議案第1号平成28年度美化協会計予算については、平成28年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3,920万1,000円とするもので、前年度比1,000万円の増額となりました。

以上7件について、審査の結果、本会議でいずれも可決承認されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合についての報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 河口湖南中学校組合議会、3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 3番 小林清一です。

平成28年度第1回河口湖南中学校組合議会につきまして報告いたします。

3月28日、午後2時より会議が招集されました。

議員15名と、会議事件説明のため、管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のため全執行部員の出席がありました。

本会議においては会期を3月28日の1日間とし、会議事件は3件、同意1件でした。

議案第1号河口湖南中学校組合において富士河口湖町の条例を準用する条例の制定について、提案理由は、組合条例の改定業務が複雑かつ多岐にわたるため、構成団体である富士河口湖町の条例を準用したい。

議案第2号平成27年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第3号）議定につきまして、1,570万円を減額、歳入歳出総額が4億4,851万7,000円、議案第3号平成28年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定について、歳入歳出2億979万7,000円、いずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

同意は、同意第1号公平委員会公平委員の任期満了に伴う選任に同意を求めることについて、鳴沢村では、公平委員として小林禎一郎さん、富士河口湖町で2名ということで、いずれも全体に同意が得られ、確認されました。

その他として、平成27年度末教員人事の異動についての報告がありました。退職者2名を含め16名の教職員の方の異動がありました。在職3年の現校長先生が退職なされ、あいさつがありました。

引き続きまして、第2回河口湖南中学校組合議会の臨時会の報告をさせていただきます。

6月6日、午後3時30分より招集され、会議が行われました。

議員14名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のために全執行部員の出席がありました。

本会議において、会議事件は1件でした。

議案第4号平成28年度河口湖南中学校組合一般会計予算（第1号）、歳入歳出の補正です。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373

万1,000円を増額し、総額を2億1,352万8,000円、それで補正内容の額であります。373万1,000円、これにつきましては、管理費として、校舎北側の外構の植栽工事、ドウダンツツジを植えるそうです。もう一点が、グラウンド砂止め用花壇設置ということで、近くに砂が風で飛んで、周りの排水口に詰まるというような苦情があるので、砂止めのための花壇設置をする。あと、教育振興費として、新道徳性検査、もう一点が部活動ユニフォームの購入、全体は購入できないので、今回はソフトボール、弓道、剣道のユニフォームをそろえるそうです。これにつきましても、全員の同意が得られました。

その他として、河口湖南中学校組合教育大綱の作成が完了して、その説明がありました。

以上、河口湖南中学校組合議会の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第2号）

◎日程第4 議案第28号平成28年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第29号平成28年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第30号平成28年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第1号）

◎日程第7 議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者  
医療特別会計補正予算（第1号）

議長（渡邊明雄君） 日程第3、議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ま

での5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

**予算決算特別委員長（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第27号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から議案第31号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第27号から議案第31号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第27号から、議案第31号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。

したがって、議案第27号から、議案第31号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第8 発議第1号活火山防災対策の強化を求める意見書の提出

**議長（渡邊明雄君）** 日程第8、発議第1号活火山防災対策の強化を求める意見書の提出を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

発議第1号活火山防災対策の強化を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

国内の火山活動が活発化する中、活火山を有する自治体において、火山活動の活発化に伴う噴火警戒レベルの引き上げや立ち入り規制区域の設定により、住民生活及び地域経済へ大きな影響を及ぼしております。

火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した活動火山対策特別措置法の趣旨を踏まえつつ、中長期的対策の検討を行う必要があります。

こうした観点から、国及び政府に対し、活火山防災対策の充実

強化のため、次の事項について必要な措置を講じるよう要望するものであります。

1、国民の生命と財産をより確実に守り、風評被害を防ぐ観点からも、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ住民や一般の方々にもわかりやすく発信する必要がある。そのため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関にその旨を確実に伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表または更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにし、災害発生後においては、情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。

2、活動火山対策特別措置法改正により事前防災の強化を推進する一方、保守的な予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等がこうむる経済損失拡大への考慮はなされていない。既存法による金融支援（セーフティーネット貸付等）や雇用支援（雇用調整助成金等）のみでの対応では支援策として不十分であり、風評によって長期的な打撃をこうむる観光関連産業については、根本的な支援策がないのが現状である。確度高く災害発生を予測し得る火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ等、国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償をすること。

3、活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法を初め、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関するさまざまな法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわたっているため、市町村の業務が煩雑になり、対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関係法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援のあり方などがすぐに把握できるように一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、衆参両院議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、

委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に一任することに決定しました。

これにて平成28年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月16日

議会議長

署名議員

署名議員